



佐賀県公報

平成19年
3月7日
(水曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

(二九・議 会)

公布された条例のあらまし

○佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 1 議会閉会中においては、議長が、常任委員、議会運営委員及び特別委員を指名することができること等とした。(第五条関係)
- 2 議会閉会中においては、議長が、議会運営委員及び特別委員の辞任を許可することができること等とした。(第一〇条の二関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二十九号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例(昭和三十一年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「および」を「及び」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第五条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十条の二(見出しを含む)中「および」を「及び」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十条の二に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の選任)</p> <p>第五条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第五条 常任委員、議会運営委員および特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。</p> <p>第十条の二 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。</p>
<p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第十条の二 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</p>	<p>(議会運営委員および特別委員の辞任)</p> <p>第十条の二 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷